

短期生命共済事業規約

第1章 総則

第1節 通則

(事業の目的)

第1条 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款によるほか、この規約によって、より多くの学生が健康で安全に学生生活を送り、もしものときにも学業を継続できるよう経済的にも精神的にもたすけあう制度として、生命共済事業を実施します。

(事業)

第2条 この会は、共済契約者（以下「契約者」といいます。）から共済掛金の払込みを受け、被共済者について、次の各号の保障にかかる事業（この事業にかかる契約を、以下「基本契約」といいます。）を行います。

(1) 死亡保障：病気による死亡もしくは別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」の不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を原因とする死亡または自殺についての保障

(2) 後遺障がい保障：

① 病気重度後遺障がい保障：病気による別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級のいずれかの身体障がいの状態（以下「重度後遺障がい」といいます。）についての保障

② 事故後遺障がい保障：不慮の事故による傷害を原因とする別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」の後遺障がい（以下「後遺障がい」といいます。）についての保障

③ 学業復帰支援臨時費用保障：病気または不慮の事故による傷害によって重度後遺障がいになった後、復学し学業を継続したことについての保障

(3) 病気入院保障：病気の治療のための入院についての保障

(4) 事故入院保障：不慮の事故による傷害の治療のための入院についての保障

(5) 手術保障：病気または不慮の事故による傷害の治療等のための公的医療保険制度の手術についての保障

(6) 事故通院保障：不慮の事故による傷害の治療のための通院についての保障

(7) こころの早期対応保障：精神疾患の治療のためのはじめての通院についての保障

(8) 特定傷害固定具保障：不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂等を原因とする通院期間中の固定具装着についての保障

2. この会は、被共済者について、次の各号の特約にかかる前項に付帯する事業を行います。

(1) 父母扶養者死亡特約：被共済者の父母または扶養者の死亡についての保障。なお、この規約でいう「扶養者」とは、その所得によって被共済者の学費および生活費の全部または一部を負

担し、かつ被共済者の扶養者として共済証書に記載された者1名をいいます。被共済者と同居しているか否かは、問いません。

(2) 学業継続支援特約：

- ① 扶養者事故死亡学業継続支援特約：扶養者の不慮の事故による傷害を原因とする死亡についての保障
- ② 扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約：扶養者の不慮の事故による傷害を原因とする重度後遺障がいについての保障
- ③ 扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約：扶養者の病気による死亡または自殺についての保障

(特約の付帯と契約の型)

第3条 基本契約を締結したときに限り、特約を付帯できます。

2. 短期生命共済事業にかかる共済契約（以下「契約」といいます。）の型は、短期生命共済事業細則（以下「細則」といいます。）に規定します。

(共済期間)

第4条 基本契約および特約にかかる共済期間は、契約の効力の発生する日（以下「発効日」といいます。）から原則として1年とします。

2. この会は、この共済を実施するにあたって、細則に規定する日を全契約に共通する共済期間の満了日（以下「統一満了日」といいます。）として設定し実施することができます。この場合、各契約の共済期間は、発効日から統一満了日までの期間です。

3. 共済期間が1年未満の場合の共済掛金は、共済期間の月数に共済期間が1年の場合の共済掛金の12分の1を乗じた額とします。ただし、共済期間の月数に1ヶ月未満の日数が生じた場合は、その1ヶ月未満の日数は切り上げます。

第2節 契約関係者

(契約者の範囲)

第5条 契約者となることのできる者は、この会の定款第6条（会員の資格）の会員（以下「会員生協」といいます。）の組合員または組合員と同一の世帯に属する者としてします。

(被共済者の範囲)

第6条 被共済者となることのできる者は、発効日において細則に規定する学生であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者としてします。

(1) 契約者

(2) 契約者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。ただし、内縁関係にある当事者のいずれかに婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じとしてします。）

- (3) 契約者と生計を共にする契約者の2親等以内の親族
 - (4) 契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配偶者の2親等以内の親族
2. 被共済者となることのできる者の年齢は、発効日において満65歳未満とします。

(契約年齢の計算)

第7条 被共済者の契約年齢は、発効日現在における満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(共済金受取人)

第8条 この契約の共済金受取人は契約者とします。

- 2. 前項の場合において、被共済者の死亡を原因として支払う共済金の受取人を死亡保障共済金受取人といいます。
- 3. 第1項にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡保障共済金受取人は次の各号に掲げる者とし、その順位は次の各号の順とします。さらに第2号から第5号の者の順位は、それぞれ各号に記載した順とします。
 - (1) 契約者の配偶者
 - (2) 契約者の死亡の当時、契約者と生計を共にしていた契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (3) 契約者の死亡の当時、契約者と生計を共にしていた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (4) 第2号に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - (5) 第3号に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- 4. 第1項および第3項にかかわらず、契約者は、共済金支払事由が発生するまでの間、特に必要がある場合に限り、被共済者の同意を得、この会が定める書面を事前に提出のうえこの会の承認を得て、死亡保障共済金受取人に限り、指定または変更することができます。
- 5. この会は、前項の指定または変更がなされた場合には、その後第21条(契約の継続)により契約が継続、更新または更改されたときも、同一の内容で死亡保障共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- 6. 前2項により指定または変更された死亡保障共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡し、その後あらたな指定または変更がなされない場合には、第1項および第3項の順位により定まる者を死亡保障共済金受取人とします。
- 7. 本条において、同順位の共済金受取人が2人以上いる場合は、それらの共済金受取人は代表者1人を決めて、この会に届出なければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- 8. 前項により、この会は、この会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、す

に支払った共済金は重複して支払いません。

9. 第1項にかかわらず、契約者の死亡を原因として第3章（父母扶養者死亡特約）の父母扶養者死亡特約共済金を支払う場合、または第4章（学業継続支援特約）の扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金もしくは扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金を支払う場合には、当該共済金の受取人は被共済者とします。

（共済金受取人の代理人）

第9条 契約者は、被共済者の同意を得て、この会に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者のうち1人の者を指定代理請求人として指定または変更することができます。

（1）契約者の配偶者

（2）契約者の3親等内の親族

（3）契約者の配偶者の3親等内の親族

（4）その他特別の事情がある者としてこの会が前3号に準ずると認めた者。ただし、この会が定める書類等により契約者のために共済金を請求すべき適当な理由があるとこの会が認めたものに限りませす。

2. 契約者が共済金受取人となる場合で、契約者に共済金を請求できない事情がありかつ契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に規定する、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、この会が指定する場所で共済金を支払います。

3. 契約者は、第1項の指定代理請求人の指定または変更を、この会が定める書面で通知しなければなりません。

4. 指定代理請求人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の指定代理請求人の指定または変更は効力を失います。

（1）共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しない場合

（2）第17条（契約による権利義務の承継）により、当該契約者以外の者が契約者となった場合

（3）被共済者と同一人である契約者が死亡した場合

5. この会は、第1項の指定代理請求人の指定または変更がされた場合で、その後に第21条（契約の継続）により契約が継続、更新または更改されたときは、同一の内容で指定代理請求人の指定または変更があったとみなします。

6. （1）共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のアからエのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号のいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡保障共済金の請求に限ります。）。なお、この会が指定する場所で共済金を支払います。

- ア. 指定代理請求人が請求時に第1項の範囲外である場合
- イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
- ウ. 指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情がある場合
- エ. 被共済者以外の者が契約者である契約において、死亡保障共済金受取人を指定している場合（契約者が死亡保障共済金受取人とならない場合）

(2) 代理請求人は、細則に規定する、共済金受取人の共済金を請求できない事情を示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。

(3) 前2号の代理請求人とは、次のアからエのいずれかの者をいいます。

- ア. 共済金受取人の配偶者
- イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族
- ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族
- エ. アからウに該当する者がいない場合またはアからウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、アからウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族

7. 第2項または前項により、この会がすでに共済金を支払っている場合は、この会は、他の共済金受取人または代理人には重複して共済金を支払いません。

8. 本条にかかわらず、故意に共済金支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人を共済金を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取り扱いを受けることができません。

第3節 契約の締結

(契約内容の提示)

第10条 この会は、契約を締結する場合、契約申込者に対し契約の内容のうち重要な事項（以下「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。

2. 重要事項は、次の各号の情報のいずれに該当するかを明示して、提示します。

- (1) 契約申込者が契約の内容を理解するために必要な情報（「契約概要」といいます。）
- (2) この会が契約申込者に対して注意を喚起する情報（「注意喚起情報」といいます。）

(契約の申込み)

第11条 契約申込者は、被共済者になる者の同意を得て、次の各号の事項を契約申込書に記載し、この会に提出しなければなりません。

- (1) 契約の型
- (2) 共済掛金額
- (3) 契約者の氏名および住所
- (4) 被共済者の氏名、生年月日および契約者との続柄
- (5) 被共済者の卒業予定年月

- (6) 扶養者の氏名および住所
- (7) 契約者または契約者と同一世帯の者が所属する会員生協の名称
- (8) その他細則に規定する事項

2. 前項の申込みにあたっては、契約申込者または被共済者になる者は、契約の申込みの際に、共済金支払事由の発生に関する重要事項のうちこの会が告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）について、この会が定める書面によって、事実を告知しなければなりません。
3. 契約申込者は、前2項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で契約の申込みの手続きをすることができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りです。

(複数契約の禁止)

第12条 被共済者1人につき締結することのできる契約は、この規約において1つとします。

(契約申込みの諾否)

第13条 この会は、第11条（契約の申込み）の申込みがあった場合は、同条により提出された契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を契約申込者に通知します。

2. 前項により、申込みを承諾する場合には、この会は、共済証書の交付をもってその通知に代えます。
3. 前項の共済証書には、次の各号の事項を記載します。

- (1) この会の名称
- (2) 契約者の氏名および住所
- (3) 被共済者の氏名
- (4) 扶養者の氏名および住所
- (5) 契約者または契約者と同一世帯の者が所属する会員生協の名称
- (6) 被共済者の卒業予定年月
- (7) 死亡保障共済金受取人の指定がある場合はその氏名
- (8) 指定代理請求人の指定がある場合はその氏名
- (9) 契約の型
- (10) 契約の支払事由
- (11) 共済期間および共済金額
- (12) 共済掛金額
- (13) その他細則に規定する事項

4. 契約申込者への諾否の通知の送付については、次の各号の通りとします。

- (1) 申込書に記載された扶養者の日本国内の住所宛に送付します。
- (2) 前号にかかわらず、次の場合は、申込書に記載された契約申込者の住所宛に送付します。

- ① 申込書に扶養者の氏名、住所の記載がない場合
 - ② 申込書に記載された扶養者の住所が日本国内でない場合
 - (3) 前2号にかかわらず、契約申込者が申込時から共済証書送付時までに送付先を指定または変更した場合で、この会が認めたときは、その指定先宛に送付します。
5. 第1項によりこの会が承諾した契約を「新規契約」といいます。

(初回掛金の払込み)

- 第14条 契約申込者は、新規契約の共済掛金（以下「初回掛金」といいます。）を、契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）までに、この会に一括で払い込まなければなりません。
2. 前項にかかわらず、第15条（契約の成立および効力の発生）第2項により契約の申込日の翌日以降の任意の日を契約発効日として指定（以下「指定発効日」といいます。）した場合は、契約申込者は、その指定発効日の前日までに、初回掛金をこの会に一括で払い込まなければなりません。

(契約の成立および効力の発生)

- 第15条 この会は、契約申込書を受領し、申込みを承諾した場合は、その申込日に契約が成立したものとみなし、その日または初回掛金の払込み日のいずれか遅い日の翌日午前零時より効力が発生します。
2. 契約申込者が必要とする場合はこの会の承諾を得て、またこの会が必要とする場合は契約申込者の承諾を得て、指定発効日を指定できます。
3. 第1項にかかわらず、前項による申込みがあり第14条(初回掛金の払込み)第2項の初回掛金の払込みがされた場合で、この会がその契約の申込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなし、指定発効日の午前零時から効力が発生します。
4. この会は、この会が契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を契約申込者に返還します。

(質入れ等の禁止)

- 第16条 契約者は、共済金および割戻金を請求する権利を質入れまたは譲渡することができません。

第4節 契約内容の変更等

(契約による権利義務の承継)

- 第17条 契約者は、この会の承諾を得て、契約による権利義務を第5条（契約者の範囲）により契約者となることができる他の者に承継させることができます。
2. 契約者が死亡した場合には、当該契約の被共済者は、この会の承諾を得て、当該契約の共済期間に限り契約の権利義務を承継できます。

(契約者の通知義務)

第18条 契約者または被共済者は、契約成立後、次の事項に変更が発生した場合には、遅滞なくこの会が定める書面またはこの会が定める方法により、その旨をこの会に通知しなければなりません。

- (1) 契約者の氏名、住所（扶養者の届出がある場合は、氏名のみ）
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 扶養者の氏名、住所
- (4) 被共済者の卒業予定年月
- (5) 契約者または契約者と同一世帯の者が所属する会員生協
- (6) その他細則に規定する事項

2. 契約者が第5条（契約者の範囲）の契約者となることができる者の範囲外になった場合、または被共済者が第6条（被共済者の範囲）の被共済者となることができる者の範囲外になった場合は、前項を準用します。

3. 契約者または被共済者は、前2項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、前2項の通知すべき事項のうち細則に規定する事項については、書面の提出に代えて電磁的方法でこの会に通知することができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限ります。

(必要事項の報告)

第19条 契約者および被共済者は、この会が被共済者の傷病、障がい、修学もしくは就業の状況その他契約の維持または共済金の支払いに必要事項について報告を求めた場合は、遅滞なく報告しなければなりません。

(通知および報告の不履行)

第20条 この会は、共済金の請求がなされた場合において、契約者が前2条の通知または報告を正当な理由なく怠ったときは、その通知または報告がなされるまでの期間について、遅延の責任を負いません。

第5節 契約の継続

(契約の継続)

第21条 この会は、共済期間が満了する第2項第1号および第2号の契約以外の契約について、次の各号のいずれかの場合は、満了する契約と同一内容（規約または細則の改正がなされた場合は、改正後の規約または細則による内容とします。以下この条で同じとします。）で継続する契約（以下「継続契約」といいます。）の申込みがあったとみなし、その共済期間の満了日の翌日（以下「継続日」といいます。）の午前零時に発効する継続契約の手続きをすることができます。

- (1) 共済期間が1年の契約については、継続日の前々月末までに契約者から満了する契約を継

続しないとの申し出または変更の申し出がなされない場合

(2) 共済期間の満了日が統一満了日で設定されているため共済期間が1年間に満たない契約については、継続日の前月末までに契約者から満了する契約を継続しないとの申し出または変更の申し出がなされない場合

2. この会は、次の各号のいずれかの共済期間が満了する契約について、その共済期間の満了日まで、契約者から、被共済者の同意を得て、この会が定める書面で満了する契約と同一内容の契約（以下「卒業継続契約」といいます。）で継続するとの申し出がなされた場合は卒業継続契約の申込みがあったとみなし、継続日の午前零時に発効する卒業継続契約の手続きをすることができます。

(1) 共済証書記載の卒業予定年月（第18条（契約者の通知義務）により卒業予定年月の変更が通知された場合は、その卒業年月をいいます。以下この条において「卒業予定年月」といいます。）に共済期間が満了する契約

(2) 共済期間中に卒業予定年月がある契約（前号に該当する契約を除きます。）

3. 契約者が、共済期間が満了する契約について、その共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）の午前零時に発効し、満了する契約の被共済者以外の内容を変更する契約（以下「更新契約」といいます。）による継続（以下「更新」といいます。）を申し込む場合には、更新日の前々月末までに、第11条（契約の申込み）を準用し、更新契約の申込書を、この会に提出しなければなりません。ただし、この会が特に認める場合は、更新日の前日までに更新契約の申込書を提出することができます。

4. 契約者が、共済期間が満了する前に契約を途中で解約し、その解約日の翌日（以下「更改日」といいます。）の午前零時に発効し、解約する契約の被共済者以外の内容を変更する契約（以下「更改契約」といいます。）による継続（以下「更改」といいます。）を申し込む場合には、更改日の前々月末までに、第11条（契約の申込み）を準用し、更改契約の契約申込書を、この会に提出しなければなりません。ただし、この会が特に認める場合は、更改日の前日までに更改契約の申込書を提出することができます。

5. 前4項の契約の成立および効力の発生については、第15条（契約の成立および効力の発生）を準用し、発効日は、継続日、更新日または更改日の午前零時とします。

6. 第1項、第2項、第3項または第4項による契約申込みの諾否については、第13条（契約申込みの諾否）を準用します。ただし、継続契約の申込みの諾否の通知については、承諾しない場合についてのみ契約者に通知します。

7. 第1項第2号または第2項の適用において、満了する契約の共済期間満了日が統一満了日で設定されているため共済期間が1年に満たない契約の場合、継続契約または卒業継続契約の共済期間が、継続日から翌年の統一満了日までの1年となっても、同一の契約内容とみなします。

8. 第3項または第4項の適用において、第11条（契約の申込）を準用する更新契約または更改契約の申込書の事項のうち、共済期間が満了する契約の共済証書記載内容と変更のない事項については省略をすることができます。

9. 第1項、第2項、第3項または第4項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を継続、更新または更改できません。

(1) 新たな契約の発効日において、契約者が第5条（契約者の範囲）の契約者となることができる者の範囲外である場合

(2) 新たな契約の発効日において、被共済者が第6条（被共済者の範囲）の被共済者となることができる者の範囲外である場合

(3) 契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 第1条（事業の目的）その他この規約、この会の定款、内部の規則に照らして、この会が、契約を継続、更新または更改することが事業の目的を逸脱する、あるいは不適當であると判断した場合

10. この会は、前項により、この会が契約の継続、更新または更改を承諾しない場合であって、継続契約、卒業継続契約、更新契約または更改契約の共済掛金（以下「継続掛金」といいます。）が払い込まれていたときは、遅滞なくその継続掛金を契約申込者に返還します。

11. 契約者は、第1項、第2項、第3項または第4項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法で継続契約、卒業継続契約、更新契約または更改契約の手続きをすることができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りです。

12. 第2項にかかわらず、卒業予定年月の月末が土曜日または日曜日の場合で、郵送された継続の申し出の書面に押印された郵便法（昭和22年12月12日法律第165号）の通信日付印の日付（以下「消印日」といいます。）がその月末までの日付のときは、その継続の申し出が卒業予定年月末になされたものとみなします。

第6節 継続掛金の払込み

（継続掛金の払込方法）

第22条 継続掛金の払込方法は、一括払いとします。

（継続掛金の口座振替等）

第23条 契約者は、更改契約以外の契約の継続掛金についてはこの会の指定した金融機関等を通じて口座振替により、更改契約の継続掛金については口座振替以外の方法により払い込むことを要

します。

2. 前項の、更改契約以外の契約の継続掛金は継続日または更新日の前月の金融機関の口座振替日（以下「口座振替日」といいます。）までに、更改契約の継続掛金は更改日の前日までに、払い込まなければなりません。ただし、次の各号の契約の継続掛金の払込みについては、継続日または更新日が属する月の口座振替日までとすることができます。
 - (1) 第21条（契約の継続）第1項第2号の継続契約のうち、共済期間が満了する契約の発効日が継続日の前月でかつ契約の手続きがその月に行われた契約の継続契約
 - (2) 卒業継続契約のうち、継続日の前月に継続するとの申し出がなされた卒業継続契約
 - (3) 第21条第3項ただし書の更新契約
3. 前項においての更改契約以外の契約の継続掛金の払込猶予期間は、口座振替日から3ヶ月経過した日が属する月の月末までとします。ただし、前項ただし書を適用する場合の払込猶予期間は、口座振替日から2ヶ月経過した日の属する月の月末までとします。
4. 第1項にかかわらず、この会が特に必要と認めた場合は、更改契約以外の契約の継続掛金については口座振替以外の方法により、更改契約の継続掛金については口座振替により、継続掛金を払い込むことができます。この場合の払込方法、払込期日および払込猶予期間については細則に規定します。ただし、払込猶予期間については、3ヶ月以内で規定します。
5. 前4項により更改契約の継続掛金を払い込む場合で、更改契約の前契約の解約により返戻金があるときは、継続掛金からその解約の返戻金を差し引いた金額を払い込むことができます。
6. 第3項または第4項の払込猶予期間が適用される場合で、継続掛金を払い込む前に生じた共済金支払事由について共済金の支払を受けるときには、その支払を受ける前に、契約者は継続掛金をこの会に払い込まなければなりません。

第7節 共済金の請求および支払い

（共済金支払事由発生の通知義務）

- 第24条 契約者、被共済者または共済金受取人は、共済金支払事由が発生した場合は、遅滞なく発生状況、傷病の程度などを、この会の定める方法により、この会に通知しなければなりません。
2. 契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由がなく前項に違反した場合は、この会が支払うべき共済金の額からこれによりこの会が被った損害の額を差し引くものとします。

（共済金の請求）

- 第25条 契約者、被共済者または共済金受取人は、共済金支払事由が発生した場合は、特別な理由があるときを除き、遅滞なく共済金請求書と細則に規定する添付書類をこの会に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。

（共済金の支払い）

- 第26条 この会は、共済金の請求に必要なこの会が定める書類のすべてがこの会に到着した日の翌

日から30日以内に、次の事項を確認のうえ、この会の指定する場所で共済金を支払います。

(1) 共済金支払事由の発生の有無

(2) 共済金が支払われない事由の有無および契約の解除、無効または取消し等契約の効力の有無

(3) その他この会が支払うべき共済金の額を確定する為に必要な事項

2. 前項の事項を確認するために、次の各号の特別な照会または調査を必要とする場合は、前項にかかわらず、この会は、共済金の請求に必要な書類のすべてがこの会に到着した日の翌日から次のいずれかの日数（各号のうち複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに共済金を支払います。この場合、この会は、確認を必要とする事項およびその確認を終える見込みの時期を契約者または共済金受取人へ通知します。

(1) 病院等の医療機関または医師、歯科医師等への書面または面談による調査または確認 90日

(2) 医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等 90日

(3) 弁護士法（昭和24年6月10日法律第205号）その他の法令に基づく照会 90日

(4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果等の照会 180日

(5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用対象地域における調査または確認等 60日

(6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生すると見込まれる広域災害が発生した場合 360日

(7) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日

3. 前2項の照会、調査または確認に際し、契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人が、正当な理由なくこの会の作業を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、前2項の日数に算入しないものとし、確認が終わるまで共済金を支払いません。

4. この会は、当該契約について、共済期間中の未払込共済掛金がある場合は、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。

5. この会は、共済金の支払いの審査のため必要と認めた場合には、この会の指定する医師による診断（検案を含みます。以下この条において同じとします。）を求めることおよび事実の確認をすることができます。

6. この会は、前項のこの会が必要と認めた診断および確認に際し、契約者、被共済者もしくは共済金受取人またはこれらの代理人が正当な理由がなくその回答もしくは同意を拒みまたはこれを妨げたときには、これにより診断および確認が遅滞した期間については、この会は、責任を負わず、この回答または同意を得て事実の確認が終わるまで共済金を支払いません。

7. この会は、契約者、被共済者または共済金受取人が共済金請求の書類に故意に虚偽のことを記載し、またはそれらの書類を偽造、変造した場合は、共済金を支払う義務を免れます。

8. この会は、第44条（死亡保障共済金を支払わない場合）第1項第3号、第50条（後遺障がい保障共済金を支払わない場合）第1項第2号、第54条（病気入院保障共済金を支払わない場合）第1項第2号、第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）第1項第2号、第78条（父母扶養者死亡特約共済金を支払わない場合）第1項第3号または第85条（学業継続支援特約共済金を支払わない場合）第1項第6号の「犯罪行為」に該当する可能性があり、その事由にもとづき被共済者または共済金受取人が起訴され裁判が行われている間は、第1項または第2項にかかわらず当該保障に係る共済金の支払いを留保できます。

（生死不明の場合の共済金の支払い）

第27条 被共済者または父母扶養者死亡特約および学業継続支援特約の保障の対象となる者の生死が不明の場合において、この会が死亡したものと認めたときは、その生死が不明になった時を死亡日時とします。

2. 前項により、この会が共済金を支払った後に、被共済者または父母扶養者死亡特約もしくは学業継続支援特約の対象となる者の生存が判明した場合は、その生存が判明した者の共済金受取人は、すでに支払われた共済金をこの会に返還しなければなりません。

（時効）

第28条 この会は、契約者、被共済者または共済金受取人が共済金の請求手続きを、その支払事由が発生した日の翌日から起算して3年間怠った場合は、共済金を支払う義務を免れます。

2. この会は、契約者が共済掛金の返還の請求手続きを、その返還の事由が発生した日の翌日から起算して3年間怠った場合は、その返還の義務を免れます。

3. この会は、契約者が解約返戻金または割戻金の請求手続きを、その支払事由が発生した日の翌日から起算して3年間怠った場合は、その支払いの義務を免れます。

4. 契約者、被共済者または共済金受取人は、この会が共済金の返還等の請求手続きをその返還の原因となる事由が発生した日の翌日から起算して2年間怠った場合は、その返還の義務を免れます。

5. 契約者は、この会が共済掛金の請求または諸返戻金等の返還請求の手続きを、その原因となる事由が発生した日の翌日から起算して1年間怠った場合は、その返還の義務を免れます。

（この会による通知）

第29条 この会による契約者への通知については、第13条（契約申込みの諾否）第4項を準用します。

2. 前項にかかわらず、第18条（契約者の通知義務）第1項により、この会が住所変更の通知を受付けた場合は、申込書に記載された扶養者の日本国内の住所または契約申込者の住所をそれぞれ通知された最終の扶養者の日本国内の住所または契約者の住所と読み替えて第13条（契約申込みの諾否）第4項を準用します。

3. 第1項にかかわらず、第13条（契約申込みの諾否）第4項第3号の指定送付先について、共済証書送付後、契約者がこの会が定める書面または方法で新たなまたは変更の届出をし、この会が認めたときには、「指定送付先」を「新たなまたは変更された指定送付先」と読み替えて第13条第4項を準用します。
4. 前3項に沿ってこの会の知った最終の住所宛に発した通知は、契約者に到達したとみなします。

（他の障がいその他の影響がある場合）

- 第30条 被共済者が不慮の事故により傷害を被り共済金を支払う場合において、すでに存在していた障がいもしくは傷病の影響により、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した傷病の影響により傷害が重大となったときは、この会は、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定して支払います。
2. 前項は、正当な理由がなく、被共済者が治療を怠りまたは契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の共済金の額の決定に準用します。

（戦争その他の非常な出来事等の場合の共済金の支払い）

- 第31条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これらに類する天災により、契約の所定の共済金を支払うことができない場合は、理事会の議決を経て、共済金の分割支払い、支払いの延期または削減をすることができます。ただし、理事会で議決後30日以内に総会の議決を得るものとします。
2. 前項により総会の議決を得た場合は、この会は、共済金支払いの遅延、削減等にかかる責任を免れます。
 3. この会は、被共済者が留学生の場合で、留学中に留学生が国籍を有する国の公的業務（兵役等）、公的処置等により留学が中断したときは、その中断中の共済金支払事由について共済金を支払う責めを免れます。

第8節 契約の終了

（契約の無効）

第32条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は無効とします。

- （1）被共済者が、発効日の前日までにすでに死亡していた場合
- （2）被共済者が発効日以前に入学を辞退していた場合
- （3）発効日において、契約者が第5条（契約者の範囲）の契約者となることができる者の範囲外の場合、または被共済者が第6条（被共済者の範囲）の被共済者となることができる者の範囲外の場合
- （4）同一被共済者の契約の各共済金額が第41条（死亡保障共済金額）、第45条（後遺障がい保障共済金額）、第51条（病気入院保障共済金額）、第55条（事故入院保障共済金額）、第59条（手術保障共済金額）、第63条（事故通院保障共済金額）、第67条（こころの早

期対応保障共済金額)、第71条(特定傷害固定具保障共済金額)、第75条(父母扶養者死亡特約共済金額)または第79条(学業継続支援特約共済金額)の最高限度を超過していた場合(その超過する部分の共済金額の契約が無効となります。)

(5) 契約が第12条(複数契約の禁止)の限度を超えて締結されていた場合(発効日(契約が継続された契約である場合は、継続される前の契約の発効日をいいます。)の最も早い契約以外の契約が無効となります。)

(6) 契約者の意思によらないで契約の申込みがなされていた場合

(7) 契約者と被共済者が異なる場合で、契約の申込みに際して被共済者の同意を得ていなかったとき

2. この会は、前項の場合において、当該契約についてすでに払い込まれた共済掛金を契約者に返還します。ただし、前項第4号に該当する場合は、超過分に相当する掛金を返還します。

3. この会は、第1項により契約が無効であった場合において、すでに共済金を支払っていたときは、その支払った共済金の返還を請求することができます。

(契約の失効)

第33条 第23条(継続掛金の口座振替等)第3項または第4項の払込猶予期間内に継続掛金が払い込まれない場合、契約は発効せず消滅します。

2. 前項においては、この会はその旨を契約者に通知します。

3. 前項の通知には、第29条(この会による通知)を適用します。

(契約の解約)

第34条 契約者は、いつでも契約を将来にむかって解約することができます。この場合、この会は、解約の返戻金があるときはこれを契約者に支払います。

2. 契約者は、前項により解約する場合は、この会が定める書面をもって通知し、その書面には解約の日を記載するものとします。

3. 解約の効力は、前項の解約の日または前項の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じます。

4. 前2項にかかわらず、書面の提出に代えて電磁的方法またはその他の方法でこの会に通知することができます。電磁的方法による場合は、インターネット特則を付帯し、この会が定める基準を満たすときに限ります。その他の方法については実施方法等について細則に規定します。

(告知義務違反による契約の解除)

第35条 契約者または被共済者が、契約締結にあたって故意または重大な過失により、告知事項について事実をかくしたり、または事実でないことを記載して契約の申込みをした場合は、この会は、契約者への通知をもって、契約を将来にむかって解除することができます。この場合、この会は、解除の返戻金があるときは、これを契約者に支払います。

2. 前項による解除の通知については、第29条（この会による通知）を適用します。
3. 第1項による解除が共済金支払事由の発生の後になされた場合であっても、この会は、共済金を支払いません。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その共済金支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または共済金受取人が証明したときは、この限りではありません。
4. この会は、第1項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除できません。
 - (1) この会が、契約締結の際、第1項の事実のあることを知っていた場合または過失により知らなかった場合
 - (2) この会のために契約の締結の媒介を行うことができる者（以下「共済媒介者」といいます。）が、契約者または被共済者による告知を妨げた場合
 - (3) 共済媒介者が、契約者または被共済者に対し、事実の告知をしないことまたは不実の告知をすすめた場合
 - (4) この会が、解除の原因を知った時から1ヶ月を経過した場合
 - (5) 解除の原因があった最初の契約の申込日から2年以内に解除の原因となった事実による共済金支払事由が発生しなかった場合において、なお契約が存続していたとき
 - (6) 解除の原因があった最初の契約締結から5年を経過した場合
5. 前項第2号および第3号は、その各号に該当する共済媒介者の行為がなかった場合であっても、契約者または被共済者が第1項の事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められるときには適用しません。

（重大事由による契約の解除）

- 第36条 この会は、次の各号のいずれかに該当する事由があった場合は、契約者への通知をもって、契約を将来にむかって解除することができます。この場合、この会は、解除の返戻金があるときはこれを契約者に支払います。
- (1) 契約者、被共済者（死亡保障共済金の場合を除きます。）または共済金受取人が、この会に共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合
 - (2) 契約者、被共済者または共済金受取人が共済金の請求に関して詐欺行為を行い、または行おうとした場合
 - (3) 他の共済契約または保険契約との重複によって、被共済者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大となり、第1条（事業の目的）のこの事業の目的を超える、または逸脱すると会が判断した場合
 - (4) 契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認

められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 前各号のほか、この会の契約者、被共済者または共済金受取人が第1号から第4号の場合と同程度にこの会の信頼を損ない、この会が、事業の目的等に照らして契約の存続を不相当と判断した場合

2. 前項による解除の通知については、第29条（この会による通知）を適用します。

3. この会は、第1項による解除をおこなった場合において、第1項の事由が発生したときから解除された時まで発生した共済金支払事由にかかる共済金（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからエまでに該当したのが死亡共済金受取人のみであり、その死亡共済金受取人が死亡保障共済金の一部の受取人であるときは、死亡保障共済金のうち、その受取人に支払われるべき共済金をいいます。以下この項において同じです。）を支払いません。すでに共済金の支払いを行っていたときは、その返還を請求することができます。

（被共済者死亡による契約の消滅）

第37条 被共済者が死亡した場合には、その時をもって、当該被共済者にかかわる契約は消滅します。この場合、この会は、返戻金があるときはこれを契約者に支払います。

（被共済者による契約の解約請求）

第38条 被共済者以外の者が契約者である契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は契約者に対し、この契約の解約を請求することができます。

(1) 契約者または共済金受取人に、第36条（重大事由による契約の解除）第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合

(2) 契約者または共済金受取人が、第36条（重大事由による契約の解除）第1項第4号に該当する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合

(4) 契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第11条（契約の申込み）第1項または第21条（契約の継続）第1項第2号の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合

2. 契約者は、第1項の事由がある場合で、被共済者から前項の解約の請求があったときは、第34条（契約の解約）の規定に従って解約しなければなりません。この場合、この会は、解約の返戻金があるときはこれを契約者に支払います。

（詐欺または強迫による契約の取消し）

第39条 契約の締結に際して、契約者、被共済者または共済金受取人に詐欺または強迫の行為があ

った場合は、この会は、契約者への通知をもって、契約を取り消すことができます。この場合には、共済掛金は返還しません。

2. この会は、前項による取消しをおこなった場合は、共済金を支払いません。すでに共済金の支払いを行っていた場合は、その返還を請求することができます。

3. 第1項による取消しの通知については、第29条（この会による通知）を適用します。

（契約の解約・解除等の返戻金）

第40条 第34条（契約の解約）、第35条（告知義務違反による契約の解除）、第36条（重大事由による契約の解除）および第38条（被共済者による契約の解約請求）の契約の解約または解除による返戻金は、解約または解除の日の翌日から起算した未経過共済期間の月数に共済期間が1年間の場合の共済掛金の12分の1を乗じた額とします。ただし、未経過共済期間の月数に1ヶ月未満の日数が生じた場合は、その1ヶ月未満の日数は切り捨てます。

2. 前項にかかわらず、既経過期間中に第4章の学業継続支援特約の共済金支払事由が発生した場合には、払い込まれた共済掛金のうち学業継続支援特約に対応する掛金については返戻しません。

3. 第37条（被共済者死亡による契約の消滅）により契約が消滅する場合の返戻金については、消滅した日の翌日から起算した未経過共済期間について前2項を準用します。

第2章 基本契約

第1節 死亡保障

（死亡保障共済金額）

第41条 死亡保障1口についての共済金額は10万円とします。

2. 死亡保障にかかる共済金額（以下「死亡保障共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき100万円とします。

（死亡保障共済掛金額）

第42条 死亡保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

（死亡保障共済金）

第43条 この会は、次の各号の場合には、死亡保障共済金として共済証書記載の死亡保障共済金額を支払います。

（1）被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気（異常分娩を含み、別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」の感染症を除きます。以下この章から第4章（学業継続支援特約）において同じとします。）を原因として、共済期間中に死亡した場合。ただし、自殺を除きます。

（2）被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、共済期間中またはその事故日から360日以内に死亡した場合。ただし、自殺を除きます。

(3) 被共済者が、共済期間中に自殺した場合。

2. 被共済者が、新規契約の申込日以前に発病した病気を原因として共済期間中に死亡した場合でも、次の各号のいずれかのときは、その病気は新規契約の申込日後に発病したものとみなします。

(1) 新規契約の申込日から1年を経過した日以後に死亡したとき

(2) その病気に関して、新規契約の申込日以前に、被共済者が次の①と②のすべてを満たすとき。ただし、その病気による症状について契約者または被共済者が認識または自覚していたときを除きます。

① 医師の診察を受けたことがないこと

② 医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要観察の指摘を含みます。）を受けたことがないこと

3. 新規契約の申込日以前に発病した病気に、この申込日後に発病した病気が加わったことにより被共済者が共済期間中に死亡した場合で、この申込日以前に発病した病気がその死亡に与える影響が軽微であるとき（この申込日以前に発病した病気のみでは、医学的には死亡を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、この申込日後に発病した病気を原因とする死亡とみなします。

4. この会は、第1項にかかわらず、被共済者について、第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）の病気重度後遺障がい保障共済金または第48条（事故後遺障がい共済金）の事故後遺障がい保障共済金を支払っていた場合は、次の通り死亡保障共済金を扱います。

(1) すでに支払った病気重度後遺障がい保障共済金の額または事故後遺障がい保障共済金の額が共済証書記載の死亡保障共済金額を超える場合または同額の場合は、死亡保障共済金を支払いません。

(2) すでに支払った病気重度後遺障がい保障共済金の額または事故後遺障がい保障共済金の額が共済証書記載の死亡保障共済金額を超えない場合は、その死亡保障共済金額からすでに支払った病気重度後遺障がい保障共済金の額または事故後遺障がい保障共済金の額を控除した額を、死亡保障共済金として支払います。

（死亡保障共済金を支払わない場合）

第44条 この会は、死亡保障において、次の各号のいずれかの原因によって死亡した場合には、共済金を支払いません。

(1) 契約者の故意（ただし、契約者が被共済者と同一人である場合を除きます。）

(2) 共済金受取人の故意または重大な過失（ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います。）

(3) 被共済者の犯罪行為

(4) 被共済者の、法令に定める資格を有さない運転または操縦（以下「運転または操縦」を「運転等」といいます。）

(5) 被共済者の酒気帯びもしくは薬物依存またはそれに準ずる状態によって正常な運転等をでき

ないおそれがある場合での運転等

- (6) 被共済者の最高速度違反、運転中の信号無視およびしゃ断中の踏切内への進入
- (7) その他被共済者の重大な法令違反行為
- (8) 被共済者の私闘

2. この会は、新規契約の締結にあたって告知があった病気を原因とする前条第1項の死亡については、共済金を支払いません。ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の共済期間中の死亡については、共済金を支払います。

第2節 後遺障がい保障

(後遺障がい保障共済金額)

第45条 後遺障がい保障1口についての共済金額は、第2項の共済金額の種類ごとに10万円とします。

2. 後遺障がい保障にかかる共済金額の最高限度は、被共済者1人につき次の通りとします。

後遺障がいの共済金額の種類	最高限度額
① 後遺障がい保障共済金額	600万円
② 学業復帰支援臨時費用保障共済金額	100万円

(後遺障がい保障共済掛金額)

第46条 後遺障がい保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(病気重度後遺障がい保障共済金)

第47条 この会は、被共済者が新規契約の申込日後に発病した病気を原因として、共済期間中に重度後遺障がいとなった場合には、病気重度後遺障がい保障共済金として、次の金額を支払います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{共済証書記載の} \\ \text{後遺障がい保障共済金額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{別表第1「後遺障がい等級別} \\ \text{支払割合表」に定める割合} \end{array}}$$

2. 被共済者が、新規契約の申込日以前に発病した病気を原因として共済期間中に重度後遺障がいとなった場合でも、次の各号のいずれかのときは、その病気は新規契約の申込日後に発病したものとみなします。

- (1) 新規契約の申込日から1年を経過した日以後に重度後遺障がいとなったとき
- (2) その病気に関して、新規契約の申込日以前に、被共済者が次の①と②のすべてを満たすとき。
ただし、その病気による症状について契約者または被共済者が認識または自覚していたときを除きます。
 - ① 医師の診察を受けたことがないこと
 - ② 医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要観察の指摘を含みます。）を受けたこと

がないこと

- 新規契約の申込日以前に発病した病気に、この申込日後に発病した病気が加わったことにより被共済者が共済期間中に重度後遺障がいとなった場合で、この申込日以前に発病した病気がその重度後遺障がいに与える影響が軽微であるとき（その重度後遺障がいの重大性からみて、この申込日以前に発病した病気のみでは、医学的にはその重度後遺障がいを生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、この申込日後に発病した病気を原因とする重度後遺障がいとみなします。
- 重度後遺障がいの等級認定にあたっては、労働災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）第 1 4 条（障害等級等）第 2 項から第 4 項に準じて行うものとします。
- 既に後遺障がいがある被共済者が、第 1 項の病気によって同一部位について後遺障がいを加重し重度後遺障がいとなった場合は、病気重度後遺障がい保障共済金として、共済証書記載の後遺障がい共済金額に次の割合を乗じた金額を支払います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{加重後の後遺障がいに} \\ \text{該当する支払割合} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{既にあった後遺障がい} \\ \text{に該当する支払割合} \end{array}} = \text{適用する割合}$$

- この会は、第 1 項または前項にかかわらず、被共済者について、共済期間中に第 4 3 条（死亡保障共済金）の死亡保障共済金を支払ったのち、その死亡前に発生した共済期間中の第 1 項または前項の重度後遺障がいが判明した場合には、共済証書記載の病気重度後遺障がい保障共済金額またはその共済金額に前項の適用する割合を乗じた金額からすでに支払った死亡保障共済金の額を控除した額を、病気重度後遺障がい保障共済金として支払います。
- 前 6 項によりこの会が支払うべき後遺障がい保障の共済金の額は、共済期間を通じ、共済証書記載の後遺障がい共済金額をもって限度とします。

（事故後遺障がい保障共済金）

第 4 8 条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から 3 6 0 日以内に後遺障がいとなった場合には、事故後遺障がい保障共済金として、次の金額を支払います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{共済証書記載の} \\ \text{後遺障がい保障共済金額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{別表第 1「後遺障がい等級別} \\ \text{支払割合表」に定める割合} \end{array}}$$

- 前項にかかわらず、被共済者が事故日から 3 6 0 日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この会は、事故日から 3 6 1 日目における医師の診断にもとづき後遺障がいの程度を認定して、事故後遺障がい保障共済金を支払います。
- 後遺障がいの等級認定にあたっては、労働災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）第 1 4 条（障害等級等）第 2 項から第 4 項に準じて行うものとします。
- 既に後遺障がいがある被共済者が、第 1 項の不慮の事故による傷害によって同一部位について

後遺障がい加重した場合は、事故後遺障がい共済金として、共済証書記載の後遺障がい共済金額に次の割合を乗じた金額を支払います。

$$\boxed{\text{加重後の後遺障がい
に該当する支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障がい
に該当する支払割合}} = \text{適用する割合}$$

5. この会は、第1項、第2項または前項にかかわらず、被共済者について、共済期間中に第43条（死亡保障共済金）の死亡保障共済金を支払ったのち、その死亡前に発生した共済期間中の第1項、第2項または前項の不慮の事故による傷害によって生じた後遺障がい判明した場合には、次の通り事故後遺障がい保障共済金を扱います。
- (1) すでに支払った死亡保障共済金の額が、第1項、第2項または前項により算定される事故後遺障がい保障共済金の額を超える場合または同額の場合は、事故後遺障がい保障共済金を支払いません。
- (2) すでに支払った死亡保障共済金の額が、第1項、第2項または前項により算定される事故後遺障がい保障共済金の額を超えない場合は、その事故後遺障がい保障共済金の額からすでに支払った死亡保障共済金の額を控除した額を事故後遺障がい保障共済金として支払います。
6. 第2項により、事故後遺障がい保障共済金の支払いを受けた被共済者の固定後の後遺障がい等級が、共済金の支払いに際し認定した後遺障がい等級より重度であることが共済期間中に明らかになった場合は、この会は、固定後の後遺障がい等級に対応する共済金とすでに支払われた事故後遺障がい保障共済金との差額を支払います。
7. 前6項により、この会が支払うべき後遺障がい保障の共済金の額は、共済期間を通じ、共済証書記載の後遺障がい共済金額をもって限度とします。

(学業復帰支援臨時費用保障共済金)

第49条 この会は、被共済者が共済期間中に、次の各号のいずれかの場合で、その後復学し学業を継続するときには、学業復帰支援臨時費用保障共済金として、共済証書記載の学業復帰支援臨時費用保障共済金額を支払います。

- (1) 第47条（病気重度後遺障がい保障共済金）により病気重度後遺障がい保障共済金を支払う場合
- (2) 前条により重度後遺障がい該当する事故後遺障がい保障共済金を支払う場合
2. 前項にかかわらず、前条第4項に基づき事故後遺障がい保障共済金を支払った場合で、同項に定める「加重後の後遺障がい」の等級が重度後遺障がい該当するときは、前項第2号に該当するものとみなします。
3. 第1項によりこの会が支払うべき学業復帰支援臨時費用共済金は、1人の被共済者について、過去、現在および今後のすべての契約の共済期間（以下「全共済期間」といいます。）を通じ、一回限りとします。

(後遺障がい保障共済金を支払わない場合)

第50条 この会は、後遺障がい保障において、次の各号のいずれかの原因によって後遺障がいが発生した場合には、共済金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被共済者の犯罪行為または自殺行為
- (3) 被共済者の故意または重大な過失
- (4) 被共済者の、法令に定める資格を有さない運転等
- (5) 被共済者の酒気帯びもしくは薬物依存またはそれに準ずる状態によって正常な運転等をできないおそれがある場合での運転等
- (6) 被共済者の最高速度違反、運転中の信号無視およびしゃ断中の踏切内への進入
- (7) その他被共済者の重大な法令違反行為
- (8) 被共済者の私闘

2. この会は、新規契約の締結にあたって告知があった病気を原因とする第47条(病気重度後遺障がい保障共済金)第1項の重度後遺障がいについては、病気重度後遺障がい保障共済金を支払いません。ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の共済期間中の重度後遺障がいについては、この共済金を支払います。

第3節 病気入院保障

(病気入院保障共済金額)

第51条 病気入院保障1口についての共済金額は500円とします。

2. 病気入院保障にかかる共済金額(以下「病気入院保障共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき1万円とします。

(病気入院保障共済掛金額)

第52条 病気入院保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(病気入院保障共済金)

第53条 この会は、被共済者が共済期間中に次の各号の入院を開始した場合には、病気入院保障共済金として、1回の入院につき、次の金額を支払います。

共済証書記載の
病気入院保障共済金額

×

共済期間(継続した契約の共
済期間を含む)中の入院日数

(1) 次の①と②のすべてに該当する入院

① 次のアからウのいずれかの入院であること。

ア. 新規契約の申込日後に発病した病気を原因とする入院

イ. 新規契約の共済期間開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院。ただし、その事故の日から180日を経過した日以後に開始した入院に限ります。

ウ. 新規契約の共済期間開始日以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする入院。ただし、この会が認めたものに限ります。

② 次のアからエのすべてに該当する入院であること

ア. 治療を目的とした入院

イ. 病院または診療所への入院

ウ. 1日以上の入院

エ. 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる入院

(2) 次の①と②のいずれかの臓器等（胸腹部臓器、骨髄および皮膚をいいます。以下同じとします。）の提供に伴う入院

① 他者の病気の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものは除きます。）による入院

② 他者の不慮の事故による傷害を直接の原因とする治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院

2. 被共済者が、新規契約の申込日以前に発病した病気を原因として共済期間中に入院を開始した場合でも、次の各号いずれかのときは、その病気は新規契約の申込日後に発病したものとみなします。

(1) 新規契約の申込日から1年を経過した日以後に入院を開始したとき

(2) その病気に関して、新規契約の申込日以前に、被共済者が次の①と②のすべてを満たすとき。ただし、その病気による症状について契約者または被共済者が認識または自覚したときを除きます。

① 医師の診察を受けたことがないこと

② 医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要観察の指摘を含みます。）を受けたことがないこと

3. 被共済者が、新規契約の共済期間開始日前に発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因として入院した場合で、共済期間開始日から1年経過した日以後に入院を開始したときは、その不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害は共済期間中に発生したものとみなします。

4. 被共済者が、新規契約の申込日以前に発病していた病気を直接の原因として入院を開始した場合でも、その申込日後にその病気の症状が悪化したことまたはその病気と医学上重要な関係にある病気を発病したことにより、入院が必要であると判断されたときは、共済期間中に開始したその入院は、その申込日後に発病した病気による入院とみなします。

5. 病気入院保障共済金の支払いは、1回の入院について200日分をもって限度とします。入院期間中に病院または診療所以外の場所に宿泊した場合は、この会が認めた日に限り入院日数に加

えます。

6. 被共済者が、第1項の入院を2回以上した場合には、それぞれの入院の原因の如何を問わず1回の入院とみなし、本条を適用します。ただし、病気入院保障共済金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から160日経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
7. 第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。
8. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1入院とみなします。
9. この会は、被共済者が、第1項の入院を同一日に複数回した場合でも、病気入院保障共済金を重複して支払いません。
10. 被共済者が、第1項の入院を開始した時に異なる病気を併発していた場合またはその入院中に異なる病気を併発した場合には、その入院開始の直接の原因であった病気により継続して入院したものとみなして前9項を適用し、異なる病気によるあらたな入院の期間と重複する期間中は、そのあらたな入院については病気入院保障共済金を支払いません。
11. 被共済者が、第57条（事故入院保障共済金）の事故入院保障共済金が支払われる入院中に第1項の入院を開始した場合には、次の通り扱います。
 - (1) 重複する入院期間については、事故入院保障共済金を支払い、病気入院保障共済金は支払わないものとします。
 - (2) 前号の場合、事故入院保障共済金が支払われる期間が終了したときは、その翌日以後の入院については第1項を適用します。
12. 被共済者の入院中に共済期間（契約を継続した場合には、継続した契約の共済期間を含みます。以下この項において同じとします。）が満了した場合で、次の各号のときは、共済期間の満了時を含んで継続している入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして、本条の規定を適用します。
 - (1) 第5条（契約者の範囲）により契約を継続できなかったとき
 - (2) 第6条（被保険者の範囲）により契約を継続できなかったとき

（病気入院保障共済金を支払わない場合）

- 第54条 この会は、病気入院保障において、次の各号のいずれかの原因によって入院した場合には、共済金を支払いません。
- (1) 契約者の故意
 - (2) 被共済者の犯罪行為または自殺行為
 - (3) 被共済者の故意または重大な過失
 - (4) 原因を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの
2. この会は、新規契約の締結にあたって告知があった病気を原因とする前条第1項の入院については、共済金を支払いません。ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の共済期間

中の入院については、共済金を支払います。

第4節 事故入院保障

(事故入院保障共済金額)

第55条 事故入院保障1口についての共済金額は500円とします。

2. 事故入院保障にかかる共済金額(以下「事故入院保障共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき1万円とします。

(事故入院保障共済掛金額)

第56条 事故入院保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(事故入院保障共済金)

第57条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする次の各号のすべてに該当する入院について、事故入院保障共済金として、1回の入院につき、次の金額を支払います。

共済証書記載の
事故入院保障共済金額

×

共済期間(継続した契約の共済
期間を含む)中の入院日数

- (1) その事故の日(以下「事故日」といいます。)から180日以内に開始した入院
- (2) 治療を目的とした入院
- (3) 病院または診療所への入院
- (4) 1日以上入院
- (5) 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる入院

2. 事故入院保障共済金の支払いは、1回の入院について200日分をもって限度とします。入院期間中に病院または診療所以外の場所に宿泊した場合は、この会が認めた日に限り入院日数に含めるものとします。

3. 被共済者が、第1項の入院を2回以上した場合、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一のときは、それらの入院は1回の入院とみなし本条を適用します。

4. 第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。

5. 被共済者が転入院した場合でも、前入院から継続した1入院とみなします。

6. この会は、被共済者が、第1項の入院を同一の日に複数回した場合でも、事故入院保障共済金を重複して支払いません。

7. 被共済者が、第1項の入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害を併発していた場合またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害を併発した場合には、その入院開始の直接の原因であった不慮の事故による傷害により継続して入院したものとみなして前6項を適用し、異なる

不慮の事故による新たな入院の期間と重複する期間中は、その新たな入院については事故入院保障共済金を支払いません。

8. 被共済者が、第53条（病気入院保障共済金）の病気入院保障共済金が支払われる入院中に第1項の入院を開始した場合には、次の通り扱います。

（1）重複する入院期間については、病気入院保障共済金を支払い、事故入院保障共済金は支払わないものとします。

（2）前号の場合、病気入院保障共済金が支払われる期間が終了したときは、その翌日以後の入院については第1項を適用します。

9. 共済期間（契約を継続した場合には、継続した契約の共済期間を含みます。以下この項において同じとします。）満了後の入院であっても、共済期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院を開始していた場合は、共済期間中の入院とみなして、本条の規定を適用します。

（事故入院保障共済金を支払わない場合）

第58条 この会は、事故入院保障において、次の各号のいずれかの原因によって入院した場合には、共済金を支払いません。

（1）契約者の故意

（2）被共済者の犯罪行為または自殺行為

（3）被共済者の故意または重大な過失

（4）被共済者の法令に定める資格を有さない運転等

（5）被共済者の酒気帯びもしくは薬物依存またはそれに準ずる状態によって正常な運転等をできないおそれがある場合での運転等

（6）被共済者の最高速度違反、運転中の信号無視およびしゃ断中の踏切内への進入

（7）その他被共済者の重大な法令違反行為

（8）被共済者の私闘

（9）原因を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの

第5節 手術保障

（手術保障共済金額）

第59条 手術保障1口についての共済金額は1万円とします。

2. 手術保障にかかる共済金額（以下「手術保障共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき5万円とします。

（手術保障共済掛金額）

第60条 手術保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により

算出した額とします。

(手術保障共済金)

第61条 この会は、被共済者が共済期間中に、次の各号のいずれかの手術を受けた場合には、手術保障共済金として、1回の手術につき、共済証書記載の手術保障共済金額を支払います。

- (1) 第53条(病気入院保障共済金)の病気入院保障共済金を支払う入院中の、その入院の原因となった病気等の治療または臓器等の提供を直接の目的とする手術
- (2) 第57条(事故入院保障共済金)の事故入院保障共済金を支払う入院中の、その入院の原因となった不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術
- (3) 第65条(事故通院保障共済金)の事故通院保障共済金を支払う通院時の、その通院の原因となった不慮の事故による傷害の治療を直接の目的とする手術

2. 前項の手術とは、次の各号のいずれかの診療行為をいいます。

(1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)ただし、次の①から⑩に該当するものを除きます。

- ① 創傷処理
- ② 皮膚切開術
- ③ デブリードマン
- ④ 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ⑤ 涙点プラグ挿入術
- ⑥ 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ⑦ 抜歯手術
- ⑧ 外耳・鼻腔内の異物除去
- ⑨ 鶏眼・胼胝切開術(魚の目・タコ手術)
- ⑩ 鼓膜の切開術

(2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の放射線治療料算定対象として列挙されている診療行為を含みます。)ただし、新生物の治療を目的として、5週間に50グレイ以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって一回とします。

(3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄幹細胞の採取または骨髄移植術

3. この会は、被共済者が同一の日に第1項の手術を複数種類または同一の手術を複数回にわたって受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。以下この節において同じとします。)には、いずれか1種類の手術を1回受けたものとみなして、第1項を適用します。

4. この会は、1回の手術が複数種類の第1項の手術に該当する場合には、いずれか1種類の手術を受けたものとみなして、第1項を適用します。
5. この会は、第1項の手術を複数回受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、1回の手術とみなして、第1項を適用します。
6. この会は、手術料が1日または1ヶ月ごとに算定される第1項の手術を受けた場合、1日目の手術のみ手術保障共済金を支払います。
7. この会は、第53条（病気入院保障共済金）第12項により共済期間中とみなされ、同条第1項の病気入院保障金が支払われる入院中の、当該入院の原因となった病気の治療を直接の目的とする手術については、共済期間中の手術とみなし前6項を適用します。
8. この会は、新規契約の申込日後に発病した病気の治療を直接の目的とする病院または診療所への通院による手術については、第1項第1号の手術とみなし第1項から第6項を適用します。ただし、新規契約の申込日以前に発病した病気の治療を直接の原因として共済期間中に通院による手術を受けた場合でも、次の①か②のいずれかのときは、その病気は新規契約の申込日後に発病したものとみなします。
 - ① 新規契約の申込日から1年を経過した後に手術したとき
 - ② その病気に関して、新規契約の申込日以前に、被共済者が次のアとイのすべてを満たすとき。

ただし、その病気による症状について契約者または被共済者が認識または自覚していたときを除きます。

ア. 医師の診察を受けたことがないこと

イ. 医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要観察の指摘を含みます。）を受けたことがないこと

（手術保障共済金を支払わない場合）

第62条 この会は、手術保障共済金を支払わない場合については、第54条（病気入院保障共済金を支払わない場合）及び第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

第6節 事故通院保障

（事故通院保障共済金額）

第63条 事故通院保障1口についての共済金額は500円とします。

2. 事故通院保障にかかる共済金額（以下「事故通院保障共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき2,000円とします。

（事故通院保障共済掛金額）

第64条 事故通院保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(事故通院保障共済金)

第65条 この会は、被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする次の各号のすべてを満たす通院について、事故通院保障共済金として、次の金額を支払います。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{共済証書記載の事故} \\ \text{通院保障共済金額} \end{array}} \times \boxed{\text{通院日数}}$$

- (1) その事故の日（以下「事故日」といいます。）から180日以内に入院または通院を開始していること
 - (2) 治療目的の入院または通院であること
 - (3) 病院または診療所への入院または通院であること
 - (4) その事故日から360日以内の通院であること
 - (5) 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる通院であること
2. 共済期間中に偶然な外因により発生した筋骨格系の傷害を直接の原因とする通院は、前項の共済期間中に発生した事故による傷害を直接の原因とする通院とみなします。前項第1号の適用に当たっては、「その事故の日」は「その傷害が生じた日」と読み替えます。
3. 事故通院保障共済金の支払いは、同一の不慮の事故による通院について90日分をもって限度とします。
4. 医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したとき以降の通院については、第1項の通院日数に含めません。
5. 同一の不慮の事故により、同一の日に第1項の通院を複数回した場合は、または通院において複数の医師の治療を受けた場合は、通院1日とする。
6. この会は、異なる不慮の事故による通院日が重複するときは、その重複する日については先に発生した不慮の事故による通院日とし、後に発生した不慮の事故による通院に対しては、事故通院保障共済金を支払いません。
7. この会は、第53条（病気入院保障共済金）または第57条（事故入院保障共済金）により病気入院保障共済金または事故入院保障共済金が支払われる入院期間中の、第1項の通院については、事故通院保障共済金を重複して支払いません。

(事故通院保障共済金を支払わない場合)

第66条 事故通院保障共済金を支払わない場合については、第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

第7節 ころの早期対応保障

(ころの早期対応保障共済金額)

第67条 ころの早期対応保障1口についての共済金額は500円とします。

2. こころの早期対応保障にかかる共済金額(以下「こころの早期対応保障共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき1万円とします。

(こころの早期対応保障共済掛金額)

第68条 こころの早期対応保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(こころの早期対応保障共済金)

第69条 この会は、被共済者が、共済期間中に通院で次の各号のすべてに該当する診療(以下「診療」といいます。この節においては同じとします。)を初めて受けた場合に、こころの早期対応保障共済金として、共済証書記載のこころの早期対応保障共済金額を支払います。

(1) 精神疾患の治療を目的とした診療であること

(2) 病院または診療所における通院による診療であること

(3) 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる医科診療報酬点数表に精神科専門療法として列挙されている診療であること

2. この会は、被共済者が、共済期間中に同一の精神疾患または異なる精神疾患の診療を複数回受けた場合には、最初に受けた診療について第1項の共済金を支払い、2回目以降の診療については、これを支払いません。第1項の共済金を支払った後に、支払った共済金に係る診療を受けた日より前にこれとは別の診療を受けていたことが判明した場合には、すでに支払った共済金は、新たに判明したより早い時期の診療について支払った共済金とみなし、改めて共済金を支払うことはしません。

(こころの早期対応保障共済金を支払わない場合)

第70条 この会は、こころの早期対応保障共済金を支払わない場合については、第54条(病気入院保障共済金を支払わない場合)の規定を準用します。

第8節 特定傷害固定具保障

(特定傷害固定具保障共済金額)

第71条 特定傷害固定具1口についての共済金額は500円とします。

2. 特定傷害固定具保障にかかる共済金額(以下「特定傷害固定具保障共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき2万円とします。

(特定傷害固定具保障共済掛金額)

第72条 特定傷害固定具保障1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(特定傷害固定具保障共済金)

第73条 この会は、被共済者が、共済期間中に発生した不慮の事故（以下この節においては「事故」といいます。）による第1号の傷害を直接の原因として、次の各号のすべてに該当する固定具を装着する治療を開始した場合に、特定傷害固定具保障共済金として、共済証書記載の特定傷害固定具保障共済金額を支払います。

(1) 事故を直接の原因とする次の①から⑤のいずれかの傷害に関する固定具を装着する治療であること

① 骨折（病的骨折、特発骨折および歯牙の骨折を除きます。）

② 関節脱臼（先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼、歯牙の脱臼および亜脱臼を除きます。）

③ 腱の完全断裂（病気を原因とするものを除きます。）

④ じん帯の完全断裂（病気を原因とするものを除きます。）

⑤ 半月板の完全断裂（病気を原因とするものを除きます。）

(2) 医師の指示による通院時の治療としての固定具の装着であること

(3) 病院または診療所での固定具の装着であること

(4) 事故の日から180日以内の固定具の装着であること

(5) 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる固定具の装着であること

2. 包帯、三角巾、湿布、絆創膏、サポーター、テーピング等による治療および松葉杖の使用ならびに内固定および創外固定は、前項の固定具の装着には含めません。

3. 事故により入院中に前2項の固定具を装着し、その固定具を装着したまま退院した場合は、その退院時に前2項の固定具を装着したものとみなし、第1項を適用します。

4. 第1項により特定傷害固定具保障共済金が支払われた場合には、その支払い後に特定傷害固定具保障共済金の支払い原因となった同一の事故により特定傷害固定具保障共済金の請求を受けても、この会は、これを支払いません。同一の事故による第1項の特定傷害固定具保障共済金の支払いは、全共済期間を通じて1回限りとします。

(特定傷害固定具保障共済金を支払わない場合)

第74条 この会は、特定傷害固定具保障共済金を支払わない場合については、第58条（事故入院保障共済金を支払わない場合）の規定を準用します。

第3章 父母扶養者死亡特約

(父母扶養者死亡特約共済金額)

第75条 父母扶養者死亡特約1口についての共済金額は1万円とします。

2. 父母扶養者死亡特約にかかる共済金額（以下「父母扶養者死亡特約共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者の父母、扶養者ごとに20万円とします。

(父母扶養者死亡特約共済掛金額)

第76条 父母扶養者死亡特約1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(父母扶養者死亡特約共済金)

第77条 この会は、父母扶養者死亡特約において、被共済者の父母または扶養者が、共済期間（父母扶養者死亡特約を付帯している契約の共済期間に限ります。）中に死亡した場合には、父母扶養者死亡特約共済金として、共済証書記載の父母扶養者死亡特約共済金額を該当者1名ごとに支払います。

(父母扶養者死亡特約共済金を支払わない場合)

第78条 この会は、父母扶養者死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって父母、扶養者が死亡した場合には、共済金を支払いません。

- (1) 被共済者の故意または重大な過失
- (2) 共済金受取人の故意または重大な過失（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）
- (3) 契約者、被共済者、共済金受取人または当該扶養者の犯罪行為

2. この会は、扶養者が死亡した場合であっても、その扶養者が被共済者を扶養している実態がないときは、共済金を支払いません。ただし、扶養者が父母である場合を除きます。

第4章 学業継続支援特約

(学業継続支援特約共済金額)

第79条 学業継続支援特約の1口についての共済金額は次の通りとします。

学業継続支援特約共済金額の種類	1口の共済金額
①扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額	1万円
②扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金額	10万円
③扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金額	1万円

2. 学業継続支援特約にかかる共済金額（以下「学業継続支援特約共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき次の通りとします。

学業継続支援特約共済金額の種類	最高限度額
①扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額	500万円
②扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金額	500万円
③扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金額	30万円

(学業継続支援特約共済掛金額)

第80条 学業継続支援特約1口についての共済掛金額は、別紙第1「共済掛金額算出方法書」の方法により算出した額とします。

(扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金)

第81条 この会は、扶養者が、共済期間（学業継続支援特約を付帯している契約の共済期間に限ります。以下この条において同様とします。）中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から360日以内かつ共済期間（契約を継続した場合には、その継続後の共済期間も含まれます。）中に死亡した場合には、扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金として、共済証書記載の扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額を支払います。

(扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金)

第82条 この会は、扶養者が、共済期間（学業継続支援特約を付帯している契約の共済期間に限ります。以下この条において同様とします。）中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から360日以内かつ共済期間（契約を継続した場合には、その継続後の共済期間も含まれます。）中に重度後遺障がいとなった場合には、扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金として、次の金額を支払います。

共済証書記載の扶養者事故重度
後遺障がい学業継続支援特約共済金額

×

別表第1「後遺障がい等級別支
払割合表」に定める支払割合

2. 前項にかかわらず、扶養者が事故日から360日を超えてなお治療を要する状態にある場合には、この会は、事故日から361日目における医師の診断に基づき後遺障がいの程度を認定して、前項を適用します。

(扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金)

第83条 この会は、次の各号の場合には、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金として、共済証書記載の扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金額を支払います。

(1) 扶養者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として、共済期間（学業継続支援特約を付帯している契約の共済期間に限ります。以下この条において同様とします。）中に死亡した場合。ただし、自殺を除きます。

(2) 扶養者が、共済期間中に自殺した場合

2. 扶養者が、新規契約の申込日以前に発病した病気を原因として共済期間中に死亡した場合でも、次の各号いずれかのときは、その病気は新規契約の申込日後に発病したものとみなします。

(1) 新規契約の申込日から1年を経過した日以後に死亡したとき。

(2) その病気に関して、新規契約の申込日以前に、扶養者が次の①と②のすべてを満たすとき。

ただし、その病気による症状について契約者または扶養者が認識または自覚していたときを除きます。

①医師の診察を受けていないとき

②医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要観察の指摘を含みます。）を受けていないとき

3. 新規契約の申込日以前に発病した病気に、この申込日後に発病した病気が加わったことにより扶養者が共済期間中に死亡した場合で、この申込日以前に発病した病気がその死亡に与える影響が軽微であるとき（この申込日以前に発病した病気のみでは、医学的には死亡を生じさせるような原因には通常はならないと判断される場合をいいます。）は、この申込日後に発病した病気を原因とする死亡とみなします。

（学業継続支援特約共済金の支払限度）

第84条 前3条の学業継続支援特約共済金の支払いは、1人の被共済者に対して、全共済期間を通じて1回限りとします。この会が前3条の学業継続支援特約のいずれかの共済金を支払った後は、扶養者が変更された場合であっても、これらの共済金を再度支払うことはありません。

（学業継続支援特約共済金を支払わない場合）

第85条 この会は学業継続支援特約において、次の各号のいずれかの原因によって扶養者が死亡したまたは重度後遺障がいたった場合には、共済金を支払いません。

- （1）契約者の故意（ただし、契約者が扶養者であるときは、本号は第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）には適用しません。）
- （2）被共済者の故意または重大な過失
- （3）扶養者の故意または重大な過失（ただし、本号は第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）には適用しません。）
- （4）扶養者の自殺行為（ただし、本号は第83条（扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金）には適用しません。）
- （5）共済金受取人の故意または重大な過失（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）
- （6）契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為
- （7）扶養者の私闘

2. この会は、扶養者が死亡または重度後遺障がいたった場合であっても、その扶養者が被共済者を扶養している実態がないときは、共済金を支払いません。

第5章 事業の実施方法

（支払備金および責任準備金）

第86条 この会は、「消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省、法務庁、厚生省、

農林省令第1号)」の規定により、毎事業年度末において支払備金および責任準備金を積み立てます。

2. 責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とします。

(異議申立ておよび審査委員会)

第87条 契約者、被共済者または共済金受取人は、契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服がある場合は、この会に置く異議申立てに関する審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に対して異議の申立てを行うことができます。

2. 前項による異議の申立ては、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、この会に対し書面をもって行わなければなりません。
3. 前項による異議申立てがあった場合は、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
4. 審査委員会の組織および運営に関する事項は、別に定めます。
5. 前4項にかかわらず、審査委員会は、審査委員会よりも第三者機関での判断が妥当な事案については、申立てをした者の同意を得て、第三者機関において解決を図ることができます。

(業務委託)

第88条 この会は、この規約による共済事業を実施するため、会員生協に、次の各号に掲げる業務を委託することができます。

- (1) 共済事業の普及・宣伝に係る業務
- (2) 契約の締結の代理または媒介
- (3) 共済掛金の請求・領収・精算・送金・返還に係る業務
- (4) その他この会が業務委託規則に規定した事項に関する業務

2. 前項の規定による業務委託は、別に締結する業務委託契約にもとづいて行います。

(再共済または再保険)

第89条 この会は、契約により負う共済責任の一部を他団体の再共済または再保険に付すことができます。

(細則)

第90条 この規約に規定するもののほか、共済事業実施のための手続き、その他事業の執行について必要な事項は、細則で規定します。

(準拠法)

第91条 この規約および前条の細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(管轄裁判所)

第92条 この契約における共済金請求等に関する訴訟については、この会の主たる事務所の所在地または契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

付 則

(2010年7月22日設定)

(施行期日)

1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、2010年(平成22年)10月1日から適用します。なお、適用日以前に成立した共済契約についても同様とします。

(生命共済事業規約の募集停止)

2. この規約の設定の認可を受けた場合は、2008年(平成20年)12月31日をもって、生命共済事業規約(昭和58年1月26日設定認可)における2009年(平成21年)1月1日以降に発効する新たな契約及び継続する契約の引き受けはしないこと並びに共済期間の変更による延長の申し出は受け付けないこととします。

付 則

(2014年(平成26年)5月16日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2014年(平成26年)5月16日臨時総会)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2014年(平成26年)7月28日)から施行し、2015年(平成27年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2015年(平成27年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2016年(平成28年)5月13日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2016年(平成28年)5月13日臨時総会)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2016年(平成28年)7月21日)から施行し、2017年(平成29年)4月1日以降に発効する共済契約に適用します。なお、2017年(平成29年)4月1日より前までに発効した共済契約については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。

付 則

(2018年(平成30年)5月11日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2018年(平成30年)5月11日臨時総会の決議)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2018年(平成30年)5月29日)から施行し(以下「新規約」といいます。)、2019年(平成31年)4月1日以降に発効する契約に適用します。なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した契約(以下「現行契約」といいます。)については、その共済期間の満了にいたるまで従前の例によります。
2. なお、2019年(平成31年)4月1日より前までに発効した現行契約については、現行契約の新規契約申込時に申告した卒業予定年まで、または2019年(平成31年)3月31日までに卒業予定年の変更をこの会に通知した場合は、通知した卒業予定年まで、2019年(平成31年)3月31日以前に発効した契約に適用される規約(以下「旧規約」といいます。)第21条(契約の継続)により現行契約を継続することができます。この場合に限り、継続した契約に旧規約を適用します。
3. 旧規約の適用を受ける契約(以下「旧規約契約」といいます。)から新規約の適用を受ける契約(以下「新規約契約」といいます。)に移行する場合、新規約第21条(契約の継続)を次のように適用します。
 - (1) 共済期間が満了する契約が旧規約契約の場合で、その満了する契約の共済期間満了日の翌日の午前零時に発効する新規約契約で継続する申出がされたときは、その新規約契約は、新規約第21条第3項の更新契約とみなします。ただし、満了する契約が、新規約第21条第2項の第1号または第2号に該当する契約の場合は、その新規約契約は、新規約第21条第2項の卒業継続契約とみなします。
 - (2) 共済期間が満了する前に途中で解約する契約が旧規約契約の場合で、その解約日翌日の午前零時に発効する新規約契約で継続する申し出がされたときは、その新規約契約は、新規約第21条第4項の更改契約とみなします。
4. 前項第1号の新規約契約について、第23条(継続掛金の口座振替等)の払込猶予期間を適用する場合で、払込猶予期間がその新規約契約の共済期間を超えるときは、共済期間を限度として払込猶予期間を適用します。
5. 第3項第2号の新規約契約について、第23条(継続掛金の口座振替等)を適用する場合は、更改契約以外の契約の継続掛金に関する規定を適用することができます。この場合、払込猶予期間がその新規約契約の共済期間を超えるときは、共済期間を限度として払込猶予期間を適用します。
6. 第3項の新規約契約のうち発効日が月中である契約に第23条(継続掛金の口座振替等)および前2項を適用する場合は、第23条第2項ただし書の「継続日または更新日が属する月」を「継続日または更新日が属する月の翌月」と読み替えて適用することができます。
7. 新規約契約と被共済者を同一とする先行する契約が旧規約契約である場合で、旧規約契約で共済金を支払うときは、その共済金支払事由については、新規約契約による支払いは行いません。
8. 新規約契約と被共済者を同一とする先行する契約が旧規約契約である場合、第49条(学業復帰

支援臨時費用保障共済金)の適用においては、旧規約第47条(病気重度後遺障害保障共済金)または第48条(事故後遺障害保障共済金)による重度後遺障がいに関する共済金の支払は、第49条第1項第1号または第2号の共済金を支払う場合とはみなしません。

9. 第83条(扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金)の「新規契約」とは、1人の被共済者について、第21条(契約の継続)により継続される契約の中で新規規約の適用を受ける初めての契約をいいます。
10. 第61条(手術保障共済金)を適用する場合で、病気入院保障共済金、事故入院保障共済金または事故通院保障共済金が旧規約契約で支払われたときは、第61条第1項の第53条、第57条または第65条は、それぞれ旧規約の第52条、第56条または第63条と読み替えて適用します。

付 則

(2018年(平成30年)7月15日規約一部改正)

(施行期日)

1. この規約の一部改正(2018年(平成30年)7月15日臨時総会の決議)は厚生労働大臣の認可を受けた日(2018年(平成30年)7月20日)から施行し、2019年(平成31年)4月1日以降に発効する契約に適用します。

別表第1 後遺障がい等級別支払割合表

1. 後遺障がいの定義

後遺障がいとは、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）の「障害等級表」のいずれかの身体障がいの状態であると 医師が診断したものをいい、傷病が治癒したときに残存する障がいをいいます。

2. 前記の施行規則別表の改正等があったときは、他の共済、保険会社の動向を参考にしつづ会の理事会の議決にもとづきこの表の内容を変更することがあります。

3. 後遺障がい等級別支払割合表

等級、障がいの状態および支払割合は、下記の表によります。

等級	障害の状態	支払割合
第1級	①両眼が失明したもの ②そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤削除 ⑥両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑦両上肢の用を全廃したもの ⑧両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑨両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ②両眼の視力が0.02以下になったもの ②-2 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの ②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護を要するもの ③両上肢を手関節以上で失ったもの ④両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの ②そしゃく又は言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	①両眼の視力が0.06以下になったもの ②そしゃく及び言語の機能に著しい障がいを残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	①1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの ①-2 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ①-3 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ②1上肢を手関節以上で失ったもの ③1下肢を足関節以上で失ったもの	70%

等級	障害の状態	支払割合
	<ul style="list-style-type: none"> ④ 1 上肢の用を全廃したもの ⑤ 1 下肢の用を全廃したもの ⑥ 両足の足指の全部を失ったもの 	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が0.1以下になったもの ② そしゃく又は言語の機能に著しい障がいを残すもの ③ 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ③-2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ せき柱に著しい変形又は運動障がいを残すもの ⑤ 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑥ 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦ 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 	60%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの ② 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ②-2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 神経系統の機能又は精神に障がいを残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 削除 ⑤ 胸腹部臓器の機能に障がいを残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの ⑦ 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの ⑧ 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨ 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障がいを残すもの ⑩ 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障がいを残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側のこう丸を失ったもの 	50%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> ① 1 眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの ② せき柱に運動障がいを残すもの ③ 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの ④ 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの ⑤ 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑦ 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの ⑧ 1 上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1 下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1 足の足指の全部を失ったもの 	40%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力が0.6以下になったもの ② 1 眼の視力が0.06以下になったもの ③ 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤ 鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの ⑥ そしゃく及び言語の機能に障がいを残すもの ⑥-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない 	30%

等級	障害の状態	支払割合
	程度になったもの ⑥-3 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他 耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度 になったもの ⑦ 1 耳の聴力を全く失ったもの ⑦-2 神経系統の機能又は精神に障がいを残し、服することができる労務が相当な 程度に制限されるもの ⑦-3 胸腹部臓器の機能に障がいを残し、服することができる労務が相当な程度に 制限されるもの ⑧ 1 手の母指又は母指以外の2的手指を失ったもの ⑨ 1 手の母指を含み2的手指又は母指以外の3的手指の用を廃したもの ⑩ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの ⑪ 1 足の足指の全部の用を廃したもの ⑪-2 外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑫ 生殖器に著しい障がいを残すもの	30%
第10級	① 1 眼の視力が0.1以下になったもの ①-2 正面視で複視を残すもの ② そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの ③ 1 4 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難で ある程度になったもの ④ 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑤ 削除 ⑥ 1 手の母指又は母指以外の2的手指の用を廃したもの ⑦ 1 下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑧ 1 足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの ⑨ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを残すもの ⑩ 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを残すもの	20%
第11級	① 両眼の眼球に著しい調節機能障がい又は運動障がいを残すもの ② 両眼のまぶたに著しい運動障がいを残すもの ③ 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ③-2 1 0 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度 になったもの ④ 1 耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができ ない程度になったもの ⑤ せき柱に変形を残すもの ⑥ 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの ⑦ 削除 ⑧ 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの ⑨ 胸腹部臓器に障がいを残し労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	① 1 眼の眼球に著しい調節機能障がい又は運動障がいを残すもの ② 1 眼のまぶたに著しい運動障がいを残すもの ③ 7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ④ 1 耳の耳かくの大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障がいを残すもの	10%

等級	障害の状態	支払割合
	⑦ 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障がいを残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑧-2 1 手の小指を失ったもの ⑨ 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの ⑩ 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑪ 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの ⑫ 局部にがん固な神経症状を残すもの ⑬ 削除 ⑭ 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	① 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの ② 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの ②-2 正面視以外で複視を残すもの ③ 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの ③-2 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ③-3 胸腹部臓器の機能に障がいを残すもの ④ 1 手の小指の用を廃したもの ⑤ 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの ⑥ 削除 ⑦ 削除 ⑧ 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの ⑩ 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したもの	7%
第14級	① 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの ② 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの ②-2 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ③ 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ④ 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 削除 ⑥ 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの ⑩ 削除	4%

4. 備考

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表によります。1 眼ずつ矯正視力について測定します。
- (2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは近位指節間関節（母指にあたっては指節間関節）に著しい運動障がいを残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(5) 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障がいを残すものをいいます。

別表第2 不慮の事故の定義とその範囲

1. 不慮の事故の定義

不慮の事故とは表1に定める急激かつ偶然な外因による事故をいいます。ただし、表1をすべて満たす場合であっても、表2に掲げるものは不慮の事故に該当しません。

(表1) 急激、偶然、外因の定義

用語	定義
1 急激	事故から傷害の発生までに時間的間隔がないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2 偶然	事故の発生または事故による傷害の発生が被共済者(第4章においては扶養者とします。以下この表において同じとします。)にとって予見できないことをいいます。 (被共済者の故意にもとづくものは該当しません。)
3 外因	事故が被共済者の身体の外部から作用することをいいます。 (病気や病気に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

(備考) 急激かつ偶然の外因による事故の例

次のような事故は、表1の(定義にもとづく)要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶然な外因による事故に該当します。	次のようなものは、表1の(定義にもとづく)要件のいずれかを満たさないため、急激かつ偶然な外因による事故に該当しません。
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の窒息 ・不慮の溺水 ・火災 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害 ・職業病の原因となったもの ・病気の症状による入浴中の溺水 ・自殺および自傷行為 ・病気

(表2) 不慮の事故に該当しないもの

項目	除外する事故
1. 病気の発症等における軽微な外因	病気または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因(となった事故)
2. 病気の診断・治療を目的にしたもの	病気の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置による有害作用
3. 病気による障がいのある者の窒息等	病気による呼吸障がい、嚥下障がいまたは精神神経障がいの状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	次に掲げるもの (1)気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2)高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3)食糧、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4)身体の動揺（乗り物酔いの原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションにその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	次に掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性食中毒またはアレルギー性、食餌性もしくは中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

2. 不慮の事故による傷害とみなす感染症の範囲

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）」第6条第2項、第3項（第2号を除きます。）および第4項に定める感染症は、不慮の事故による傷害とみなします。